

茨城県における海区漁業調整委員会委員募集要項

海区漁業調整委員会（茨城海区漁業調整委員会及び霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会）の委員（以下「委員」という。）の任期満了に伴い、漁業法（以下「法」という。）に基づき、次のとおり委員を募集します。

1 募集人数

委員会名 \ 募集区分	漁業者・漁業従事者委員	学識経験委員・中立委員
茨城海区	12人	5人
霞ヶ浦北浦海区	7人	5人

※ 募集は委員会毎、募集区分毎に行います。

2 募集期間

令和6年11月29日から令和6年12月25日 午後5時 まで

3 募集方法

委員は推薦又は応募により募集します。

- (1) 個人推薦 個人3名以上により候補者を推薦する方法
- (2) 団体推薦 団体が候補者を推薦する方法
- (3) 一般応募 委員になろうとする者が個人で応募する方法

4 応募者の資格

- (1) 漁業に関する識見を有し、海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者で、次の各区分の委員の要件を満たす者

【漁業者・漁業従事者委員】

海区漁業調整委員会が設置されている海区に沿う市町村の区域内に住所又は事業所を有する漁業者又は漁業従事者（1年に90日以上、漁船を使用する漁業を営み、又は漁業者のために漁船を使用して行う水産動植物の採捕若しくは養殖に従事する者に限る。）

【学識経験委員】

資源管理、漁業経営又はその他漁業に関する学識経験を有する者

【中立委員】

海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者

- (2) 次のいずれかに該当する者は、委員となるできません。

- ① 年齢満18歳未満の者
- ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ③ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ④ 法第140条に規定する兼職の禁止に該当する者（県議会議員）
- ⑤ 茨城県暴力団排除条例第2条第1号から同条第3号に規定する者

5 委員会の開催及び主な業務内容等

茨城海区漁業調整委員会：年に8回程度、主に水戸市内で開催します。

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会：年に8回程度、主に土浦市内で開催します。

なお、委員会の主な業務内容は以下のとおりです。

- (1) 漁業権や茨城県漁業調整規則に関する知事からの諮問に関すること
- (2) 水産資源の保護及び漁業調整のための委員会指示の決定に関すること
- (3) その他漁業調整に関すること

6 任期

令和7年4月1日から令和11年3月31日まで（4年間）

7 身分

茨城県の特別職の非常勤職員

8 報酬

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例に基づき支給します。

9 推薦又は応募の手続き

推薦又は応募に当たっては、所定の様式に必要な事項を記入の上、関係書類を添え、持参又は郵送（簡易書留又はレターパック）で(2)記載の場所へ提出してください。

様式は、県庁漁政課及び霞ヶ浦北浦水産事務所の窓口で配布するほか、本県のホームページからダウンロードできます。

(1) 推薦書・応募申込書

① 個人推薦の場合

漁業者・漁業従事者委員・・・様式第1号

学識経験委員・・・様式第2号

中立委員・・・様式第3号

※ 推薦に当たっては3人以上が連名し、代表者が記入

② 団体推薦の場合

漁業者・漁業従事者委員・・・様式第4号

学識経験委員・・・様式第5号

中立委員・・・様式第6号

③ 一般応募の場合

漁業者・漁業従事者委員・・・様式第7号

学識経験委員・・・様式第8号

中立委員・・・様式第9号

※ 様式は茨城海区、霞ヶ浦北浦海区共通です。

(2) 提出場所及び問い合わせ先

茨城県農林水産部漁政課 調整・漁船グループ

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

TEL:029-301-4080 FAX:029-301-4089

(3) 添付資料

委員候補者の氏名、住所、生年月日が確認できる本人確認書類の写し

例) 住民票(個人番号が記載されていないもの)、運転免許証の写し、マイナンバーカード(個人番号が記載されていない面のみ)の写し、保険証(被保険者等記号・番号が見えないもの)の写し など

(4) その他

申請受付後に県が必要と判断した場合は、以下の書類等を提出していただきますので、御留意願います。

・推薦団体の登記事項証明書の原本又は定款・寄附行為・規則・規約・その他これらに準ずるものの写し

※ 登記事項証明書は、現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書とすること。

※ 定款・寄附行為等の写しは原本証明をすること。

10 推薦及び応募状況の公表及び内容（漁業法第139条第2項に基づく公表）

法令に基づき、受付期間の中間及び終了後に、提出のあった推薦及び応募に係る書類をもとに以下の内容を茨城県ホームページで公表します。

- (1) 推薦をする者（個人）の氏名、職業、年齢及び性別
- (2) 推薦をする者（団体等）の名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数及び構成員の資格その他の当該推薦をする者の性格を明らかにする事項
- (3) 推薦を受ける者又は応募する者の氏名、職業、年齢、性別、経歴
- (4) 推薦を受ける者又は応募する者が、漁業法第138条第5項の漁業者又は漁業従事者であるか否かの別
- (5) 推薦又は応募の理由

11 候補者の評価及び委員の任命

必要に応じて、茨城県海区漁業調整委員会委員候補者評価委員会を開催し、提出された書類等により候補者の評価を行います。（必要に応じて面接等を行う場合があります。）

知事は評価委員会の結果を参考に候補者の中から任命予定者を決定し、議会の同意を得た上で委員を任命します。

任命された委員については、茨城県のホームページで公表します。

12 注意事項

- (1) 提出された推薦及び応募に係る書類は返却しません。
- (2) 推薦又は応募に係る経費は、全て推薦者又は応募者の負担になります。
- (3) 委員の資格要件及び提出された書類に記入された内容の確認を行うため、必要に応じて関係機関に調査・照会を行う場合があります。
- (4) 委員選任案の同意を行う県議会又はその議員が推薦を行うことは認められません。